

令和6年度ふくしまユニバーサルデザイン推進会議 議事録

日時：令和6年7月22日（月）

10:30～12:10

場所：福島県自治会館1階

消費生活センター研修室

○出席委員（敬称略）18名

市岡 綾子、前川 直哉、田中 伸宜、岡本 邦裕、里見 喜生、菅野 愛美、新保 文昭、高木 久子、面川 平六、荒 里美、西川 しのぶ、中田 ジェーン、高橋 純子、富樫 美保、遠藤 昌代、森澤 貴子（オンライン）、佐藤 功、大竹 愛希

○欠席委員（敬称略）3名

塚本 龍憲、渡辺 富子、北村 貴志

○庁内総括ユニバーサルデザイン推進リーダー

（欠席：企画調整部、企業局）

1 開会

2 あいさつ

生活環境部長あいさつ

委員選任後初めての推進会議のため、各委員の紹介

3 会長及び副会長選出

事務局案により、市岡綾子委員が会長、前川直哉委員が副会長に決定

4 議題

議題(1) ユニバーサルデザイン推進状況について（報告）

（市岡会長：議長）

議題（1）ユニバーサルデザイン推進状況について、令和5年度の実績について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

※資料1、2により令和5年度の取組について主なものを説明

（市岡会長）

ありがとうございました。この進捗状況につきましては、あらかじめ委員の皆様から御意見

等いただいております、それが資料1-1と、資料2-1にまとめられております。質問や意見を求められている部分もありますので、この点につきまして事務局から資料の順番に従いまして、担当部課ごとに説明をお願いしたいと思います。

では、資料1-1につきまして、男女共生課よりお願いいたします。

(男女共生課)

それでは御説明を申し上げます。資料1-1を御覧願います。

意見No①についてですが、こちらの調査方法につきましては、県民広聴室が、毎年実施している「県政世論調査」の数値を元にしております。15歳以上の県民2,000人に対し調査票を郵送し、郵送又はインターネットで回答を得るアンケート調査です。

実施事業の内容につきましては、対象者が少ないという御意見ですが、開催結果の情報発信を含め、効果的な手法を検討してまいります

意見No②についてですが、アンケート回答者の年齢層が、60歳以上の高齢者の割合が増加したことから、認知度の数値が下がった一つの要因として考えられます。また、最近はSDGsの考え方がメディアで多く取り上げられ、新たにユニバーサルデザインという言葉を知る機会が相対的に少なくなったことも考えられます。

今後も出前講座やセミナーの開催等で、言葉も含めた認知度の向上につなげてまいります。

意見No③についてですが、ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナーの皆様には、男女共生課の発行しているメールマガジンにて、各種セミナーや学習会、出前講座の案内などをお知らせしております。

今後も継続して、情報提供や県等への意見をいただけるように働き掛けてまいります。

意見No④についてです。男女共生課ユニバーサルデザイン推進事業への御協力やユニバーサルデザインのメールマガジン等での執筆、情報提供など、連携して実施しております。

男女共生課の担当については以上です。続きまして、各部局の担当から御質問への回答をいたします。

(市岡会長)

次に危機管理部よりお願いいたします。

(危機管理部)

危機管理部でございます。御意見の⑤でございます。避難行動要支援者の個別避難計画の策定についてでございますが、一部とはどういうことかという御質問をいただきました。この計画につきましては、市町村が作成します避難行動の要支援者名簿の中で、最低でも1人が作成すれば策定済みとカウントをさせていただいております。

令和4年度までは33市町村が取り組んでいた状況でございますが、昨年度につきましては、エクセルの作成支援ツールなどを市町村へ配付いたしまして、最低1件でも策定するようにと取り組んだ結果、59市町村で一部策定以上にはなったということではございますが、まだ名簿に対して100%達成した市町村が4町村にとどまっております、県内全体で見ましても、避難行動要支援名簿の人数が約14万人おりまして、計画策定済は約1万5千件とまだ1割強

くらいの数字でございますので、引き続き市町村に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市岡会長)

次に、商工労働部よりお願いいたします。

(商工労働部)

商工総務課坂本と申します。名簿にあります企画主幹の佐藤が急遽欠席となりましたので代理で出席しております。

商工労働部へは男性の育児休業の取得率に関する3つの意見を頂戴しておりますので回答いたします。

一つ目は⑥番。育児休業の取得期間の傾向に関する分析結果も知りたいという御意見に対しましては、直近の3か年の平均取得日数は27.2～39.6日で推移しており、その前の3か年の平均取得日数は16.0～21.2日で推移しております。職場の理解が進み、取得率向上と併せて平均取得日数も増加傾向となっております。

次に⑦番。「取得率」に加えて、取得者1人あたり取得日数など質を測る指標にも注目するべきとの御意見をいただいております。男性育児休業については、その質の向上も重要であることから、取得日数についても注視しているところであり、現在、県で実施している男性育児休業取得に係る奨励金事業において、取得日数に応じて交付額を増加するなどのインセンティブを設けているところです。

次に⑧番。地域・業種・企業形態により、その差は大きいと思うが、その点について、対策や取組について説明してほしいとの意見いただいております。こちらについては、御指摘のとおり、企業規模や業種等によって取得には差があるところです。このため、県としては小規模企業や取組の少ない業種の企業を訪問し男性育児休業取得の奨励金事業をPRするなどにより取組推進を図っていきます。

商工労働部からは以上でございます。

(市岡会長)

最後に、保健福祉部よりお願いいたします。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。意見No.⑨、コミュニケーション支援従事者の登録数についてでございます。

御意見としましては、養成講座の参加人数の増加に向けてもっと工夫すべきとのコメントを承っております。養成講座の参加者につきましては、高齢の方だけではなく、幅広い年代の方を対象に積極的な広報に努めることとしております。加えまして、登録の要件となります。試験の合格率アップを参加者のモチベーションとするため、指導者の育成を通じて、養成講座の更なる質の向上に繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございました。続きまして、資料2-1について説明をお願いいたします。
男女共生課は該当がないため、教育庁より該当部分について御回答をお願いいたします。

(教育庁)

資料の2-1について、健康教育推進者研修会について、他の事業内容等、研修会の開催日、参加人数などの概要を明記すべきと考えますということについてです。8月3日県南地区で参加人数71名で開催しております。同じく8日県中地区、参加人数175名、21日には会津・南会津地区、参加人数は131名の参加を得ての開催となっております。

意見No③「性に関する指導の手引き」活用事業についてです。こちらも開催日、参加人数などについてです。第1回の改訂実行委員は令和5年6月30日に42名の参加で行っております。第2回から第4回については部会毎に実施しまして、第5回改訂実行委員会は令和5年12月8日、38名の参加を得て行っております。

以上となります。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、子ども未来局よりお願いいたします。

(子ども未来局)

子ども未来局でございます。意見No②でございます。事業名、思春期相談に関しまして、質問をいただいております。事業費はないということでしょうか、という御質問に対してですが、当局回答といたしまして、事業費はゼロ予算でやっておりますので、お見込のとおりでございます。

なお、思春期相談マップを作成し県ホームページへの掲載を実施しております。また、他の事業で設置されております相談窓口におきましても、思春期相談にも対応しているところでございます。

続いて、意見No④でございます。①番の女性のための相談支援センターの事業、こちらにつきまして、令和5年度は実績なしとありますが、事業費は明記されていますので、どういうことかという質問をいただいております。回答でございますが、①の事業につきまして、事業費は0円となります。②につきまして、事業費23,853千円となっておりますので、修正させていただきます。資料につきましても修正しております。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、保健福祉部よりお願いいたします。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。意見No.⑤、みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業の具体的な内容についてでございます。精神障がい者の地域移行・地域定着促進検討会を3回開催、ネットワーク強化に向けた研修を計6回、理解促進に向けた研修会を計8回開催いたしました。また、自らの経験を生かし、精神障がい者の視点を重視した支援ができるピアサポーターの養成研修や、事業所向けの研修会、精神科訪問看護の人材育成に向けた取組を行いました。精神障がい者の家族支援といたしまして、家族会学習会を計22回開催いたしました。他、スポーツ・レクリエーション等教室を1回開催しました。

続きまして、意見No.⑥、介護実習・普及事業についてでございます。8回の高齢者疑似体験と他の事業とありますが、介護実習・普及事業といたしまして、計44回延べ1,259名が受講しました県民向けの介護講座、加えまして計16回開催延べ315名が受講いたしました介護専門職員向けの研修を開催しております。

また、二本松市でございます福島県男女共生センターにおきまして、福祉用具や住宅改修に関する展示、相談支援、情報提供を行います福祉機器展示室を運営してございまして、利用者数2,852名、相談者数121名の実績となっております。

続きまして、意見No.⑨、障がい者の社会参加促進事業についてでございます。合理的配慮の周知に向けた今後の取組といたしまして、今年度につきましてはセミナーを計3回開催する予定とでございます。6月に1回目を開催いたしまして、参加者54名という実績となっております。

また、事業者による障がいがある方への合理的配慮の提供については、「ふくしま共生サポーター養成講座」におきましても、重要な項目として説明を行うなど、県民の皆様への普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、生活環境部よりお願いいたします。

(生活環境部)

生活環境部でございます。意見No.⑦でございます。国際交流員設置事業ということでございまして、御意見の内容としましては、6回の国際理解講座実施とありますが、1回の費用が180万円でしょうか、というお尋ねでございますけれども、こちら担当課の回答の中で、国際交流員の報酬等を計上しているものであり、その報酬の中で、国際理解講座は無償で実施しておりますという回答となっておりますが、補足して説明させていただきますと、令和5年度は3名の方を国際交流員として、常勤で任用いたしまして、国際交流事業の企画立案であるとか、国際的な視点からの助言のほか、SNS、ホームページの情報発信など、様々な形で、国際交流事業を担っております。

その3名の方への報酬が主な費用となっております。その活動の一環として、国際理解講座を実施しているものでございます。

続きまして、意見ナンバーの⑩番、市町村生活交通対策のための補助事業でございまして、意見内容といたしましては主体的に運行するデマンド型集合タクシー事業など、生活交通対策

事業の支援について、具体的にどのようなことをしたのか知りたい、といった御意見をいただいております。

内容としましては、生活交通対策事業の支援として、具体的にはデマンド型乗り合いタクシー等への実証運行を行う市町村への補助、対象はコミュニティーバスであるとか、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送として自治体型ライドシェアと呼ばれるものでございます。

また一般タクシー等を活用して、交通空白地帯解消のために、市町村が実証運行を行った経費に補助を行っております。

こちらが担当課回答の記載欄にございます補助内容でございまして、実証運行の対象期間は、1年から2年で補助率が記載のとおりとなっております。

実証内容としましては、こちらに記載のある、一般タクシー、デマンド型タクシー、デマンド型乗り合いタクシー、A I オンデマンド乗合タクシー、通勤通学バス、コミュニティーバスでございまして、令和5年度は8市町に対して補助を行っているものでございます。

説明は以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして御意見、御質問はございますでしょうか。事前にはなくこの場でも構いませんので、何かございましたらお願いいたします。

(教育庁)

一つ説明が漏れておりましたので失礼いたします。意見No.⑧番でございます。大変失礼いたしました。

地域学校協働本部事業、地域学校協働活動補助事業について御意見いただいております。事業費の内訳を説明していただきたいということでございましたが、この事業につきましては28市町村に補助金を交付しております。

全体の市町村への補助額は6708万4千円となっており、その負担は国県市町村3分の1ずつの負担であり、記載のとおり金額となっております。

以上です。

(市岡会長)

ありがとうございました。改めまして、今までの説明に対して、御意見や御質問はいかがでしょうか。この場で初めてでも結構ですので、何かございましたらお願いいたします。

私の方からは、他の所には記載されている内容について、記載がない箇所があるのは資料としていかがかと思ひ、いくつか具体的に質問させていただきました。おそらく昨年度と今年度で若干の書式変更があり、事務局の皆さま方には御負担がかかったことと存じますが、できる限り分かりやすく具体的な資料を御提供頂きたいという前齋藤会長の御意見に基づいたことですので、今後とも御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

では、特に御意見がないということですので、次に進めさせていただきたいと思ひます。

それでは令和6年度の主な事業概要について事務局よりお願いいたします。

(事務局)

※資料3により令和6年度の取組について主なものを説明

(市岡会長)

こちらにつきましても、あらかじめ委員の皆様にご覧いただいた上で御意見等いただいておりますので、それを資料3-1に取りまとめております。では資料3-1に基づきまして、各部課より御説明をお願いしたいと思います。

まずは男女共生課よりお願いいたします。

(男女共生課)

それでは、御説明いたします。資料3-1を御覧願います。

意見No①についてですが、令和4年度は、子ども向けとして小学生とその保護者の体験学習会を実施し、令和5年度は大人向けとして、学生・社会人を対象とした講演会を実施いたしました。今後も幅広い世代への意識付けを行っていくため、それぞれの年齢層に感心を持っていただけるような事業内容を、年度ごとに検討してまいりたいと考えております。

意見No⑥についてです。カラーユニバーサルデザインのことについてございます。具体的な計画はありませんが、今後、カラーユニバーサルデザインガイドブックの改訂の機会などを捉え、頂いた御意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧願います。本日欠席の企画調整部への質問、意見No⑱、1番下の段についてです。本システムについては、デジタル庁が定める「デザインシステム」、アクセシブルなUI/UXのガイドラインを参考とし、アクセシビリティに配慮して構築しております。今後も随時アップデートを行いユーザー視点に立った、より優れたUI/UXの構築を進めてまいります。

続きまして、資料4を御覧願います。こちらは、今回の会議資料全般に関する御意見となります。

意見No①について、今後も分かりやすい資料作成に努めてまいります。

また、意見No②についてですが、利用状況にも触れた分析ということでございまして、御指摘も踏まえまして、分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

資料の③、開催地、事業の実施箇所についてです。今年度に男女共生課で実施する小学生向けユニバーサルデザイン体験授業につきましても、いわき市での開催も予定しております。御指摘も踏まえ、県内各地で施策を実施できるように、検討してまいります。

次に、意見の④についてです。ユニバーサルデザイン関連の講演会や体験会の開催につきましても、県庁内のデスクネットで、全職員に対して情報提供を行っているところです。引き続き、積極的に情報提供を行うことにより、全庁挙げてユニバーサルデザインの取組を推進していけるよう努めてまいります。

男女共生課からは以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、こども未来局よりお願いいたします。

(こども未来局)

それでは、資料の3-1に戻っていただきまして、意見No.②です。こども未来局でございます。

事業名、思春期相談に関して、事業費は、令和5年度では計上がなく、今回計上されている点を御説明くださいという御質問でございます。今年度から新規事業を実施しておりまして、若い世代が抱える性や生殖に関する悩み相談に対応する相談窓口を設置したところでございます。そのため、この事業に関する経費を今年度から計上したところでございます。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、教育庁よりお願いいたします。

(教育庁)

意見No.③番、未来へつなぐ子育て・教育充実事業について、この事業の記載は削除すべきと思われるが御確認くださいということですが、新たな主要事業として、ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業で引き継いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

意見No.④番について、障がいや個性の違いを尊重し合うには幼少期のインクルーシブ教育が有効かと思われるが福島県では積極的な導入を検討していますか、というところでございます。

御指摘のとおりインクルーシブ教育、大変重要な取組でございまして、障がいの有無に関わらず、子どもたちが同じ場で学ぶということが重要だと考えております。

特別支援学校において、学校の中だけではなく行事の中でも、地域の学校等との共同の取組を通じて相互理解を深める取組や、相手を思いやる気持ちを育むような教育をしております。

今後新たに開校する支援学校がございまして、あだち支援学校、南会津地区の特別支援学校でも、自治体の地元自治体と連携しながら、共に学ぶ環境と多様性を認め合う教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

意見No.⑤番、児童生徒支援事業、日本語指導についての御質問です。外国人の子どもに対する教育支援を充実させるべきではないかと、現状ではボランティアの支援で賄っている状況であり、予算をつけて人材確保する必要があるという声を聞いている。また他県でも顕在化している外国人コミュニティによる、犯罪的行為の原因の一つは、外国人の子どもの不登校から始まるとも言えるのではないかと御意見についてです。

本県では日本語指導が必要な外国人の方がとてもたくさんいるという状況は伺っていないですが、今後必要になってくるとは思っております。

今現在はどのような状況かという、大きく指導が必要な児童生徒を学校に専任の教員を置いて指導するというをやっておりますが、未配置な学校も実はまだございまして、このような個に応じたきめ細かな指導が課題と思っております。

このような現状を踏まえて、学校に対して学習や生活場面における効率的な実践事例を広く

周知することを進めております。

今後、こういった状況進んでいく中で、もっと踏み込んだ対応も考えていかなければならないと考えておりますが、また、国際課を中心に、日本語教育の推進に関する基本方針を策定中であるため、状況に応じた機会を提供できるよう、支援の在り方についても、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続いて総務部よりお願いいたします。

(総務部)

総務部です。本日部主幹の徳永、業務都合によりまして、代理で私安澤が回答いたします。

意見No⑦です。県庁舎施設の公共トイレに関して、公共トイレの水洗ボタンと非常ボタンの位置と形状を規定したJ I S規格を適用してください、という御意見に対しましてです。県庁舎施設では、トイレ改修工事につきまして、腰掛便器を設置した際にJ I S規格を適用しています。

続きまして、意見No⑨です。UDの視点に立った改善の実施についてですが、UDの視点に立って現状点検、必要な改善等について、どのような視点で点検し整備するのか説明してほしい、という意見についてですが、「福島県公共施設等総合管理計画」に基づき、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、すべての人が安全・安心に利用できるよう、特に衛生設備について、トイレのユニバーサルデザイン化を中心に整備しております。

続きまして、意見No⑭です。ロービジョン者への配慮が抜けています。ホームページでは、サイトの見やすさ、ユーザーが設定した環境に、システム側で合わせる、ユーザーが設定した自分に見やすい環境で、サイト閲覧や利用ができる、という配慮を加えてください、ということです。回答としましては、年齢や身体的特徴、閲覧時の環境にかかわらず、様々な方が利用しやすいサイトとなるよう、J I S規格の達成レベルも含めて検討し、アクセシビリティの向上に努めてまいります。

続きまして、意見No⑮です。こちらインターネット広報広聴事業についてですが、ガイドライン以前の問題として、福島県のHPはごちゃごちゃしており情報を探しにくいと感じます。UDを意識したわかりやすく見やすいHPにリニューアルできないものでしょうか、という意見につきまして、誰にでも見やすく、利便性の高いサイトを目指し、ページデザイン等のリニューアルを検討してまいります。

続きまして、意見No⑯です。こちら利便性の向上ということで、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に基づき、研究の初期段階から、障がいのある人にもアクセシブルな電子投票の仕組みとなるよう、研究を進める必要があります、という意見に対してですが、国の動向を踏まえ、今後の対応を検討してまいりたいということです。

続きまして、意見No⑰です。収納業務委託事業についてですが、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に基づき、システムの開発段階から、障がいのある人にもアクセシブルな仕組みとなるよう、開発を進める必要があります、納税・申告などの諸手続について、情報ア

クセシビリティ・コミュニケーション法想定の下、開発運用にあたっていただきたいという御意見に対しまして、こちらいただいたご意見を踏まえてシステム改修等を検討してまいりたいと思います。

最後です。意見No.⑱です。地方税の電子化事業についてです。情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に基づき、システムの開発段階から、障がいのある人にもアクセシブルな仕組みとなるよう、開発を進める必要があります。納税・申告などの諸手続について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法想定の下、開発運用にあたっていただきたい、という意見に対しまして、いただいたご意見を踏まえたシステム改修等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、土木部よりお願いいたします。

(土木部)

土木部でございます。意見No.⑩、県営住宅改善事業について、「ユニバーサルデザインの考え方のもと、リフォームほか改修工事を実施する」とは、どのように整備されるのか、というご意見頂戴しております。記載のとおり、読み上げます。既存の県営住宅を誰にでも使いやすいように①から⑤まで次のとおり改修しております。①浴室、洗面所、台所には給湯設備を新設しまして、それぞれシングルレバー式水栓を採用しております。②浴室はユニットバスに改修し、手摺りを新設しております。③台所と各居室、トイレの段差を解消しております。④玄関、トイレに手摺りを設置しまして、扉にはレバーハンドルを設置しております。⑤各スイッチをワイドスイッチに交換させていただいております。

以上になります。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、警察本部よりお願いいたします。

(警察本部)

橋本欠席のため、代理出席で回答させていただきます。意見No.⑪、高度化P I C Sについてです。高度化P I C Sは視覚障がい者だけではなく、道路横断に時間がかかる高齢者や肢体不自由な障がい者にも役立つ仕組みの「ユニバーサルデザイン」です。早急な整備拡充を願います、ということでした。高度化P I C Sについては、本年度予算で、県内11交差点に設置予定となっております。合わせまして、福島市内4交差点9箇所でエスコートゾーン横断歩道の整備を行う予定でございます。今後、地域の実態に応じて、高度化P I C S更にはエスコートゾーン等の設置について検討してまいります。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、生活環境部よりお願いいたします。

(生活環境部)

生活環境部でございます。意見No.⑫でございます。市町村生活交通対策のための補助事業ということでございまして、御意見といたしましては、令和5年度と同様でございます。主体的に運行するデマンド型集合タクシー事業など、生活交通対策事業の支援について、具体的にどのようなことをするのか説明してほしい、ということでございます。

事業内容は先ほど令和5年度で説明した内容と同様でございますけれども、変わった点といたしましては、令和6年度から補助対象期間を延長するという形で拡充を行っております。

3年目といたしましても、上限四分の一で上限250万円で、3年目も補助対象としております。令和6年度はこちらに記載のある①～⑤の方法によりまして、10市町村で取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。最後に、保健福祉部よりお願いいたします。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。意見No.⑧、公共施設のトイレにおける水洗ボタンと非常ボタンの位置と形状についてということでございます。

公共用施設等の整備に当たりまして、高齢の方や障がいをお持ちの方に配慮した生活環境の整備をいただくという目的で、人にやさしいまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルをお示ししているところでございます。

現行のマニュアルにおきましては、JIS規格の適用について定めておりませんので、今後マニュアルの改定等を行う場合には、いただいた御意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に意見No.⑬、障がいをお持ちの方が、ICT機器を利活用できるように、操作方法等の支援者を養成する取組を加えてほしいという御意見でございます。

令和6年度から、新たに聴覚障がい者情報支援事業におきまして、ICT相談事業を新規で実施することとしております。また視覚障がい者生活支援センターへの委託事業となりますが、ICT教室事業も、新規で実施することとしております。障がいをお持ちの方にとって困難さを軽減するツールとなりますよう、ICTの利活用についても積極的に御支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。ただいま、資料3-1と資料4につきまして、担当部課ごとに御説明いただきました。それに対しまして、皆様から何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

佐藤でございます。いろいろ御配慮いただいて御回答いただいたことに感謝いたします。一つだけお伺いしたかったのですが、高度化P I C Sについてですが、11か所でこれから敷設予定ということでしたが、これについてその敷設要件というか、具体的になぜそこになったかという経緯やその基準がございましたら、お教えいただければと思います。

(警察本部)

警察本部です。御回答いたします。現在高度化P I C S、11か所ということで説明申し上げましたが、この11か所につきましては、先立ちましてP I C S機能がついてる信号機交差点、こちらが現在11か所ありますので、こちらの機能を高度化するという意味で、今回の11カ所を選定しております。よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

ありがとうございます。11施設がどこになるのか僕知らないんですけども、高度化P I C S利用に当たっては、前段として視覚障がい者や肢体不自由とかご老人とかにも十分対応できる良いシステムで、これからどんどん導入してほしいなという昨年度の僕の発言にも、多少は配慮していただいたのかなと思うのですが、ただ具体的にニーズを把握していただいて、そこに設置するというようなことが、僕の知る範囲ではなかったものですから、そういうことの必要の有無についてどうお考えか。

(警察本部)

こちら先だってですね、県立の視覚支援学校のほうにお邪魔いたしまして、どこの設置場所が必要かということも合わせましてお話をさせていただきました。現時点では先ほど申し上げたP I C Sがついているものについての高度化となるのですが、そういった打ち合わせを重ねたうえで、設置場所を検討していきたいと思います。

(佐藤委員)

わかりました。

(市岡会長)

他にいかがでしょうか。では、西川委員お願いいたします。

(西川委員)

事業計画表、施策についてでもよろしいのでしょうか。それとも今の意見等に関するその他の意見なのでしょうか。

(市岡委員)

何でも結構です。

(西岡委員)

それでは数点ちょっとお伺いしたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

まず、私の見方が悪かったら申し訳ありません。

入札用度課の中では、令和5年度までは、障がい者の県の物品購入等における入札参加者の指名または、ということで、物品調達について書いてあったと思われます。これは障がい者の優先調達推進法に基づき、事業費はゼロだったけれども、入札用度課が検討していたわけですが、これは令和6年度の施策の中には入っていないのでしょうか、というのが質問の一つです。

次に、17ページの57ですが、インシデントについて書かれてあります。これは事業費はありませんけれども、皆様も御存じのように、福島県は医師不足、看護師不足、また看護学校もですね、学生の募集をしてもなかなか入ってこない、入学生が少ないという現状があり、また会津では2つの看護学校のうち、1校はもう1桁の数字になっているという危機感があります。

そのため、これにつきましても、予算化はされておりませんが、今後も具体的な施策の一つの重要なことであると、皆様方も一度考えていただく機会になるのかなと私は思いますので、この場をお借りして御意見を申し上げたいと思います。

次に18ページの71番ですが、ピアサポーターのことが書かれてあります。精神障がい者のピアサポーターの事業報告もありましたけれども、今現在精神障がい者のピアサポーターの数は、100名近い数を養成研修で生み出しているのですが、その方々の就労先というのは、まだまだ一向に開拓されていないという状況にあるかと思えます。

この障がい者のピアサポート研修事業をするに当たり、それらのことも十分に配慮して事業実施を進めていく必要があるのではないだろうかと思いましたので、意見を申し上げさせていただきます。

最後にもう一つ、23ページですが、これは障がい者の雇用の話が、施策として、3項目ぐらい書かれてありますけれども、会津若松市もそうですが、福祉計画をつくる際にも、障がい者の方に配慮した試験内容だったり、障がい者を雇用した場合に、専門の職員を配置するなど、行政としても十分に考えていかなければならないことが多々あるかと思えますので、事業実施に当たり、そのお願いをしたいと思います。

気が付いた点は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市岡会長)

質問の順番での御回答をお願いいたします。

(出納局)

出納局でございます。令和5年度の実績に入札用度課の障がい者雇用推進事業企業等からの物品購入の記載があるけれども令和6年度はどうかということでございました。

物品購入の制度で申し上げますと、各部局から物品の要求がございまして、その入札事務を入札用度課で実施しているものでございます。そのため入札用度課の予算はゼロになっており

ます。令和6年度も5年度と同様に入札事務を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

(市岡会長)

西川委員よろしいでしょうか。

(西川委員)

はい。

(市岡会長)

それでは続いてお願いいたします。

(病院局)

病院局でございます。資料2の57番。インフォームドコンセント徹底等、患者サービスの向上に向けた病院等での取組を推進しますという中に、年間を通じてインシデント発生状況の確認等の記載がございますが、予算は計上しておりません。各病院のインシデント発生傾向等を共有し、医療安全の推進に努めております。

委員のおっしゃる看護師不足等の問題に対し、本事業を結びつけられるか、今後の予算措置が必要かどうか、改めて委員のお話を聞かせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(市岡会長)

続いてお願いいたします。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。2点ご意見いただきました。

まず、18ページの71、ピアサポーターの養成についてでございます。委員からは就労先に配慮して欲しいという御趣旨だったと思っておりますけれども、この養成を進めていく上で、就労については重要な視点でありますので、こちら御意見を参考にして施策を進めていきたいと考えております。

続きまして、障がい者雇用に対する配慮ということで、行政としても考えなければならないという御指摘をいただきました。

就労先での合理的な配慮を提供していただくため、こちらについて周知を積極的に行いまして、普及に努めてまいりたいと考えております。

御意見ありがとうございます。

(西川委員)

障がい者ピアサポーターの件につきましては、障がい福祉サービス事業所が、積極的に活用を図れるような、また研修の中でも、そのような研修に結びつけられるよう手法を変えていく

ことも一つの方法かなと思いますので、御意見として申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(保健福祉部)

保健福祉部です。御意見ありがとうございます。

(市岡会長)

他にいかがでしょうか。ございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に意見がないということですので、委員の皆様から出た意見を今後の取組に積極的に反映していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に移らせていただきます。

議題(2) 今後のユニバーサルデザイン推進に向けた取組について (意見交換)
--

(市岡会長)

続いて議題(2)に入らせていただきます。今後のユニバーサルデザイン推進に向けた取組について意見交換を行いたいと思います。

時間が非常に限られておりますので、できましたら、新任の皆さまから御意見を頂戴したいと思っております。里見委員、よろしくお願いいたします。

(里見委員)

里見でございます。今回は初めて参加させていただきました。多種多様な分野の方が集まっていますので、最低でもその横のつながりにも注視していきたいなと思っております。そこからたくさんの情報も得られるでしょうし、持ち帰って、僕も観光産の代表で来ておりますので、戻りましたら、観光産業の人たちに、できるだけ多く、この時間で得られたものを伝えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(市岡会長)

ありがとうございます。それでは、菅野委員、よろしくお願いいたします。

(菅野委員)

よろしくお願いいたします。この度初めて、この委員会に参加させていただくことになりましたが、今お話を聞いて私自身も、ユニバーサルデザインに関して、今までの自分を振り返ってみると関心は持っていたつもりでしたが、理解が不足していると今、重々感じているところでございます。

私は建築の分野で参加させていただきますので、今後、自分が関わる仕事も含めまして、建築方面から何か役に立てたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、新保委員お願いいたします。

(新保委員)

私も今このような会議に初めて出席させていただきまして、色々なことをやっていることがわかりました。私も建築の関係で40年くらい勤めておりましたので、建築についてのユニバーサルデザインに関して、会社で情報共有していけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして高木委員お願いいたします。

(高木委員)

人権関係で、今日出席させていただきました。人権擁護協議会としては、スポーツで、ネットワーク協議会と連携して、啓発活動などをしておりますが、この会議を元に、また皆さんにユニバーサルデザインを知らせて、もっと啓発活動に力を入れていきたいなと思います。

以上です。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、荒委員お願いいたします。

(荒委員)

荒です。私は普段いわき市で知的障がい、発達障がいのある方の支援をさせていただいています。本日は福島県知的障がい者福祉協会から参加させていただきました。

来年ですけれども、知的障がい者福祉協会の全国大会が福島県で開催されます。そこでユニバーサルデザインの取組というところでは、開催要綱につきまして、UDフォントを使うとなっております。どんな方にも見やすい資料作りのため、ささやかではありますが、できるところから取り組んでいけたらなと思っております。よろしく申し上げます。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、中田委員よろしくお願いいたします。

(中田委員)

今日は意見を2つ出して、その結果が少しずつ目で見えるようになったら良いなと思います。海外に住んでいる時に、よくお父さん軍団、子ども連れのお父さん軍団がいて、みんなとても楽しんでいる姿を見て、これを日本でも見られるようになったらいいなと思って意見を出しました。県もビジネスも皆さんの協力が必要なので、これから頑張ってください。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、高橋委員お願いいたします。

(高橋委員)

学校の校長として教育の分野で参加させていただいております。

学校では、子どもたちが普段使用している教科用図書にはもうUDフォントが使われております。教材等もUDのデザインが取り入れられております。そうは言っても子どもたちはそういった認識はおそらくないのかなと思います。本日の事業の報告の中にもございましたが、教員サイドや大人サイドの取組の研修も大切ですが、子どもたちには、いろんな体験等をとおして、また、日頃の指導のなかで、自分事としてUDが身近なものになっていくように、私たちも努めていきたいなと思ったところです。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、遠藤委員よろしくお願いいたします。

(遠藤委員)

私たちは、スポーツボランティアを通して活動しております。毎年例年のごとく、福島県からスポーツボランティアの研修会開催業務を承っております。最近ですと、高校生の参加が多く、とても明るい未来だなと思っております。これを通して、皆さんの文化、支え合う力、助け合う力、それをユニバーサルデザインにも通じるのではないのかと思いました。ただいま聞いておりました横のつながりもこれから出来そうな気がしまして、そこも繋がっていくのかなと思っております。

以上です。

(市岡会長)

ありがとうございます。続きまして、大竹委員よろしくお願いいたします。

(大竹委員)

本日はありがとうございました、大竹でございます。

私は、福祉系のNPO法人の関連会社で立ち上げられたデザイン会社の代表をさせていただいております。障がい福祉の現場に近いところで、福祉の現場をよく知る形でデザインの活動をさせていただいてるという立ち位置になっております。

本日いろいろな部署の方からお話伺うことが出来て、福島県でこれだけいろいろな分野でユニバーサルデザインに取り組まれているんだなということを知ることが出来て、大変勉強になりました。ありがとうございました。

最後をお願いをちょっと申し上げたくて、福島県内でユニバーサルデザインを浸透していくためには、民間企業が、ユニバーサルデザインを取り入れたビジネスを展開していったらそれがどんどん県民の中に定着していく、当たり前前にビジネス、サービスであったり製品を購入出来たりっていう状態になるのが、望ましいと思っております。行政が旗振り役となって広めるだ

けでなく、民間が提供するサービスや商品にユニバーサルデザインの視点が入り入れられていて、誰もが当たり前でユニバーサルデザインに触れることができることが、とても大事だと思っております。

ただ、民間で、ビジネスを展開していくに当たっては、どうしてもお金が必要で、ソーシャルビジネスは商売になりにくい部分もありますので、ユニバーサルデザインを取り入れたビジネスであったり、また市民活動に対して助成金なり補助金なりの金銭的な支援があるとビジネスも定着しやすくなるのかなと日々感じております。事業立ち上げ時だけでなく、その事業を継続していくための助成金／補助金があると大変ありがたいです。最後にこの場を借りてお願いさせていただければと思いました。本日はありがとうございました。

(市岡会長)

ありがとうございます。この会議は県が取り組まれている事業の話を持って終了となっておりますので、実際に活動されておられる委員の皆様からの御意見は非常に貴重だと思います。ぜひ、どこかに反映するようにお願いします。

それでは、会津若松市さんお願いいたします。

(森澤委員)

会津若松市です。会津若松市ではユニバーサルデザインの推進プランを令和4年策定いたしまして、その内容に基づきまして、進捗管理ですとか事業の推進ということで進めさせていただいております。

実際に市民向けの講演会ですとかワークショップ、出前講座等も実施しておりますが、推進に当たっては、会議のメンバーの委員の先生方に御協力いただきまして、講師等の教育に御協力いただいて、市民向けの推進として進めていただいているところで、この会議、大変期待させていただいており、我々も参考にさせていただきたいと思っております。

引き続きよろしくお願いいたします。

(市岡会長)

ありがとうございます。では、前川先生お願いいたします。

(前川副会長)

資料1の1にあります「多様性を理解した社会づくりが進んでるか」が27.8%で、極めて低く目標から程遠い数字になっております。これは、自分事として体験する機会が少ないのではないかと、いろいろあるかもしれないですが、シンプルに福島県が多様性尊重してないよねと県民が思っているということだと思えますよ。

私から、質問というか強い要望なんですけれども、なぜユニバーサルデザイン推進計画の中に、性的マイノリティーについての施策が全く抜けているのか。結局同性カップルが県営住宅にも住めない、日本全体で85%の人たちは、もう人口カバー率は85%になってパートナーシップ制度ファミリーシップ制度を認められているにもかかわらず、福島県59市町村のうち、福島市、伊達市、南相馬市の3つしか認めていないと。残り56の市町村、郡山、いわき、会

津若松市、そこに住んでる人は、日本全体の15%の方に入っており、圧倒的に遅れている県なわけですね。

あるいは、トランスジェンダーの子どもたちが制服が着られず社会参画が出来ていない、そういったことに県がどのように対応しているのか、制度や啓発教育など、性的マイノリティについての施策は、ぜひ来年度から盛り込んでいただくよう強くお願いしたいと思っております。

もし県でパートナーシップ制度ファミリーシップ制度について検討なさってるということをご報告でも出ていますので、今の段階でお話いただけることがあれば、ぜひお願いしたいと思います。

(男女共生課)

まず、ユニバーサルデザインの計画の中に性的マイノリティの施策が抜けているということにつきまして、男女共同参画推進計画の中に位置づけられているため、そちらの中でいろいろな施策に触れているという経緯があります。多様性という中には、これまでも性別や年齢・国籍・障がいの有無ということもありますが、最近はその、性的指向やジェンダーアイデンティティというような観点も意識されておりますので、委員の御意見について、どのように反映できるか考えさせていただきたいと思っております。

またパートナーシップ制度の件についてです。制度としては、性的マイノリティの方の生きづらさを解消していくというような視点で、制度が始まってきており、また、近年では、もう少し広い対象の方にこういった制度を利用していただけるような取組も、様々あるところです。

県としても、考え方としては、県民の一人一人が個人として尊重されて、共生する社会を目指していくという観点に立ちまして、県としてのパートナーシップ制度の導入に向けて、検討を進めております。今後秋頃の開始を目指して検討を進めており、今後、制度の骨子、アウトラインについて、県民の皆様から広くパブリックコメントなどで、御意見をお伺いしながら、制度の詳細について、詰めていきたいと考えております。

パブリックコメントが開始されましたら、委員の皆様にもお知らせし、パブリックコメントへのコメントでも、直接私どもに対する御意見でも構いませんが、様々な御意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(前川委員)

ありがとうございます。ユニバーサルデザインの考え方に県が取り組む在り方というのは、性的マイノリティの方もそうですし、あるいは障がいを持っておられる方全て、一人一人大切な県民であると。県民の中に、県営住宅住める人住めない人の格差つけていいんですかという多分そういうところだと思うんですね。

ぜひ、前向きに御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(市岡会長)

田中委員、お願いいたします。

(田中委員)

先ほど大竹委員のほうからとってもいい意見をいただきましたので、追加でお話しさせていただきます。

今日は、里見社長もおいでになっていますので、前回の会議でお話しした天童温泉の地域を挙げてのUD化に関して、新しい方もいらっしゃるので、改めてお話しして、また、前回の会議の後、現地視察をしてまいりましたので、その点についても話をさせていただきます。

福島県内でもぜひ温泉旅館、ホテル、そういったところを地域を挙げてUD化をしてという取組をやってほしいなと思っています。

天童温泉は、約15億円のお金をかけて、観光庁、天童市、山形大学、多くの団体を巻き込んだ上で、エリアで実施しました。成功して、また、非常にユーチューバーを上手に利用されていて、その方々が、天童温泉の旅館というところは、大浴場が全部畳敷きになっていますよと。だから、転倒して転ぶこともなければ、高齢者の方、足腰の不自由な方でも安心してお風呂に入ることができますよと、こういうことを、ユーチューバーを使ってうまくやっています。そういったエリアで何かしようと思っても、これは個ではなかなか出来ませんで、そこにアドバイザーなり、そういったことを、うまく付加させてくれるインキュベーターのような存在が必要になってくると思いますので、これはぜひ、県にそういった役割をお願いしたいと。

例えば、担当を作ってください、こういう人に相談したらいいよと、あるいはこのような形で巻き込んでいったら上手くいくのではないかと、我々も個々の団体の動きでは限界にきていますので、大きな固まりにするには、ぜひそういった形の取組の御協力もお願いしたいなと思っています。

以上でございます。

(市岡会長)

ありがとうございます。今まで実践してきたUDの方針が、多様化という言葉によって、対象者が広がっていると同時に、実践すべき内容も多様化しつつある転換期を迎えていると思われるので、今までの指標をそのままカウントし、その推移を見ることも当然重要と思いますが、世の中の大きな流れから取り残されないようにするためにも福島県として何をすべきかを、ぜひ、タイミングを見てしっかりやっていただきたいという御意見を田中委員そして大竹委員、さらには前川先生が御発言されたと理解いたしました。ぜひこの点は皆さんでしっかりと方向性を見定めていただけますよう、大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

予定よりも少し時間が押しておりますが、発言したいという方がおられましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(富樫委員)

ユニバーサルデザイン結の富樫でございます。2006年からユニバーサルデザインの活動をするNPOをしておりますが、ユニバーサルデザインの推進には、大きな流れがあります。やはりこの長い期間においては、社会情勢が変わってきておりますので、それに合わせたユニバーサルデザインの推進ということが不可欠ではないかと思っております。

また、今日の推進委員の皆様の中でも、新しく入られた方々、今御挨拶いただきましたが、業種も団体も多岐にわたっておりますので、ぜひとも、このネットワークを生かしていただい

て、このユニバーサルデザインの推進が図られることを願っております。また、このユニバーサルデザインが社会の状況によって変わってきていますので、この推進会議開催が年に1回の会議という、主に前年度の実績と今年度計画のみになってしまいますので、ぜひ検討していただき、会議のメンバーがより一層意見を出す機会を増やしていただき、それがユニバーサルデザインの推進につながっていくと思いますので、ぜひお願いいたします。

(市岡会長)

御意見をいただきましたが、事務局の御回答は後日になりますでしょうか。

(男女共生課)

会議の開催回数についてですが、皆様の御意見も踏まえながら考えてまいりたいと考えております。

せっかくこのような推進会議の委員として御就任いただいた皆様方のそれぞれのお取組や活動についても、会議の場以外でもみんなで共有していくような仕組みを考えていくことも一つのアイデアとしてあるのかと考えております。

いろいろな分野から集まった委員の皆さんのそれぞれのお考えや取組を広く共有していけるような仕組み、そしてまた会議の開催について1回を2回できるか、これから検討となります。回数のほうは、年に1回の形で進めながら、プラスアルファの取組を考えていくことも一案ですし、委員のおっしゃるような、会議の開催自体を増やしていくという御意見も頂きましたので、どのようにしていけるか、これから考えていきたいと思っております。

(市岡会長)

ぜひよろしくお願いいたします。皆さんよろしいでしょうか。

では、今後も情報の共有を図りましてより一層連携を深めながらユニバーサルデザインを推進していただきたいと思っております。

今日本当に大事な御意見を、委員の皆様から御発言賜りましたので、ぜひ大いに御検討をいただきまして、バージョンアップしていくことを期待しております。何卒よろしくお願いいたします。

では最後の議題に移らせていただきます。

議題(3) その他

- ①UD推進パートナーの募集について
- ②UD出前講座について
- ③多様性・ユニバーサルデザイン理解促進事業について

(市岡会長)

議題(3) その他について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

※資料に基づき、①～③を説明

(市岡会長)

予定の議題は以上となりますが、皆様から全体を通しまして、何か改めてありましたらお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。

(市岡会長)

やはり広く県民に周知をしなければいけないということから考えますと、先ほど小学校でも、児童に話を進めていきたいという御発言もございましたので、ぜひそのように裾野からユニバーサルデザインの概念を、特別なことではなく、普通のこととして、理解が深められるようにと思います。特に教育分野は、周知をしていく視点では最も着実に力強い分野と思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

では以上で本日の議事は終了といたします。円滑な議事進行につきまして御協力いただきまして誠にありがとうございました。

これにて議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

5 閉会